

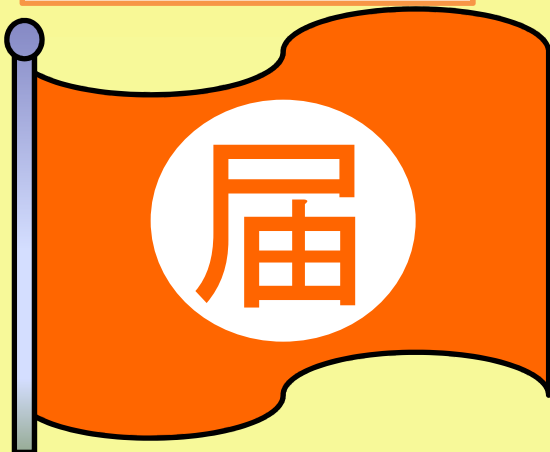
森林を伐採される方へお願い

大隅流域の4市5町では、
伐採届旗掲揚等の取り組みを
始めます。

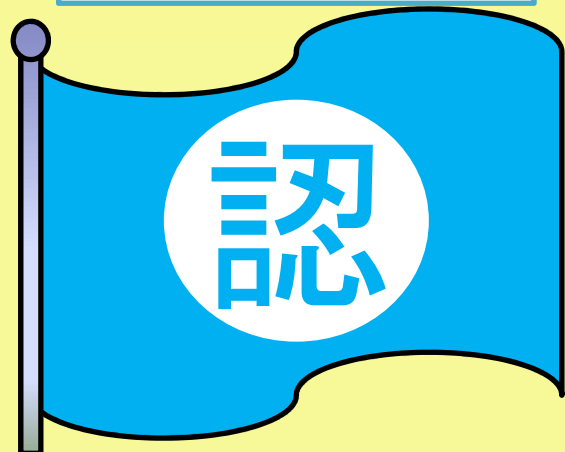
取り組みの概要

- 目的…適正な伐採と再生林の推進
- 開始時期…平成28年4月
- 対象…0.5ha以上の皆伐(複数回に分けて届出られた伐採で、一体的であると認められるものを含む)

●10条伐採届旗
(森林法10条に基づく伐採)



●15条伐採届旗
(森林経営計画に基づく伐採)



森林は、環境の保全、水源の涵養、災害の防止、木材等の林産物の供給などの働きを通じて、私たちの日常生活を支えています。

森林資源の循環利用のため、
伐ったら植えましょう

問い合わせ先：志布志市役所耕地林務水産課 099-474-1111 (内線423)

森林を伐採するには、事前に許可や届出が必要です。

森林を伐採する場合の届出の流れ

森林の伐採を行う場合

森林の種類は**保安林等の制限林**ですか？

県

はい

「伐採許可申請書」
又は「伐採届出書」
を提出

○事前に伐採許可申請又は届出が必要です。

○詳しくは、大隅地域振興局(県)へご相談ください。

市町

いいえ

森林経営計画の認定を受けていますか？

はい

・0.5ha以上の皆伐を行う場合は、市町に申請して旗の交付を受けてください。

・伐採期間中は旗と森林経営計画認定済票を設置してください。

森林経営計画認定済票	
認定番号	
認定済票番号	
伐採の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
伐採面積	ha
伐採後の造林方法	
認定者	〇〇市長

伐採完了

認

旗を返却してください

「森林経営計画に係る伐採等の届出書」を提出

○提出先: 森林経営計画の認定者

○提出時期: 計画の伐採が終わった日から30日以内

いいえ

「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出

○提出先: 市町の林務担当課

○提出時期: 伐採開始から90日～30日前

※伐採後、森林以外に転用する場合も届出が必要です。

・0.5ha以上の皆伐を行う場合は、市町が旗を交付します。

・伐採期間中は旗及び伐採届出済票を設置してください。

伐採届出済み票	
届出番号	
届出者	
伐採の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
伐採面積	ha
伐採後の造林方法	
届出受理者	〇〇市長

伐採完了

届

旗を返却してください

なぜ届出が必要なの？

市町村は、森林施業の標準的な方法や森林の保護などの規範等を定めた「市町村森林整備計画」を策定し、地域の実情に応じた適切な森林整備を推進しています。

森林を伐採するときは、個人の森林であっても、「市町村森林整備計画」の内容に即した伐採かどうかを確認するため、事前に「伐採及び伐採後の造林届出書」を市町村へ提出することが森林法で定められています。

※森林を伐採する場合は、事前に届出を必ず提出しましょう。